

# Z—71—J

## 事業税 試験問題

### 〔注意事項〕

1. 試験官の「始め」の合図があるまでは、試験問題の内容を絶対に見てはいけません。
2. この試験の解答時間は、「始め」の合図があってから正味2時間です。
3. 試験時間終了前に受験を終了すること(途中退室)は認めません。
4. 「やめ」の合図があったら直ちにやめてください。
5. 試験問題及び計算用紙は提出する必要はありません。
6. 答案の作成には、必ず黒又は青のインキ(ボールペンを含む。以下同じ。)を用いてください。修正液又は修正テープの使用は認めます。鉛筆、赤のインキ、消せるボールペン等の修正可能な筆記具は用いてはいけません。黒又は青のインキの筆記具以外のものにて記入した答案は採点されません。
7. 答案用紙は無解答の場合も回収しますから、それぞれの答案用紙(第一問用及び第二問用)に受験地、受験番号を必ず記入してください。氏名その他符号等は一切記入してはいけません。
8. 答案用紙はホチキス留めから絶対に取り外さないでください。答案作成に当たっては、答案用紙のホチキス部分を折り曲げても差し支えありませんが、外さないように注意してください。
9. 解答は必ず答案用紙の所定の欄に明瞭に記載してください。所定の箇所以外に記載されているものは、採点の対象としません。  
なお、答案用紙及び計算用紙の再交付、追加交付はしません。
10. 問題文に指示しているものを除き、令和3年4月2日現在の施行法令等によって出題されています。
11. 試験問題の内容についての質問にはお答えしません。
12. この問題のページ数は、「J 1～J 8」です。
13. 計算用紙は、答案用紙とともに配付します。

〔第一問〕 — 50 点 —

問 1 2 以上の都道府県において事務所を設けて建設業を行う法人(資本金 500,000,000 円)について、次の(1)及び(2)の事項を説明しなさい。ただし、適格合併に係る説明は要しない。

- (1) 中間申告納付
- (2) 清算中の各事業年度の申告納付

問 2 S 株式会社(以下「S 社」という。)で税務申告を担当していた甲氏が、T 株式会社(以下「T 社」という。)に転職し、T 社でも税務申告を担当するようになった。あなたは、甲氏から、「T 社の事業税の申告に当たり、どのような点に留意すればよいのか。」という質問を受けた。S 社と T 社の違いを中心に理由を含めて説明したいが、どのように説明すべきか述べなさい。

なお、S 社と T 社の概要は次のとおりである。

【S 社】

事 業：製造業  
資 本 金：100,000,000 円  
従業員数：231 人  
売 上 高：2,200,000,000 円  
事務所又は事業所の所在地  
A 県 本店  
B 県 工場  
C 国 支店

【T 社】

事 業：生命保険業  
資 本 金：1,000,000,000 円  
従業員数：718 人  
売 上 高：5,900,000,000 円  
事務所又は事業所の所在地  
D 県 本店  
E 県 支店 x  
F 県 支店 y  
G 県 支店 z

〔第二問〕 — 50 点 —

問 1 次の【資料】に基づき、A 株式会社(以下「A 社」という。)の第 33 期事業年度に係る事業税について、各県に納付すべき事業税額を、それぞれ計算過程を明らかにして求めなさい。

【資料】

1. A 社の第 33 期事業年度は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までである。
2. A 社は電気機械器具の製造業及び卸売業を行っており、期末時点において、X 県に本社及び営業所、Z 県に営業所及び工場を設置している。
3. A 社の令和 4 年 3 月 31 日現在の資本金、資本準備金及び資本金等の額(地方税法第 72 条の 21 第 1 項本文の規定により計算した金額)は、次のとおりである。

資本金の額	1,000,000,000 円
資本準備金の額	70,000,000 円
資本金等の額	1,060,000,000 円

4. A 社の第 33 期事業年度における各事業の売上金額は、次のとおりである。

製造業	1,400,100,000 円
卸売業	4,231,600,000 円
5. A 社の第 33 期事業年度における所得金額(法人税法施行規則別表四(34)欄の額)は、1,100,100,000 円である。なお、そのうち、製造業による所得金額は 200,000,000 円、卸売業による所得金額は 900,100,000 円である。
6. A 社の第 33 期事業年度の法人税の額の計算に当たっては、支払を受けた利子等について源泉徴収された所得税額及び復興特別所得税額 800,000 円のうち、530,000 円を法人税額から控除している。

7. A社の第33期事業年度に係る事務所等の概況は、次のとおりである。

所在地	事務所等	従業者数	人件費関係	利息関係	賃貸借料関係
X 県	本社	85 人	給与・賞与等 571,820,000 円(※ 1) 退職金 60,750,000 円 法定福利費 86,520,000 円 企業年金掛金 38,450,000 円	預金利息 7,730,000 円 借入金利息 12,450,000 円 他社の社債の利息 2,420,000 円	自社ビルの一部 賃貸料 18,760,000 円(※ 2)
	営業所	29 人 (※ 3)	給与・賞与等 173,050,000 円 法定福利費 26,420,000 円 企業年金掛金 14,750,000 円(※ 4)	借入金利息 3,130,000 円	営業所の賃貸料 12,990,000 円
	工場	10 人	給与・賞与等 21,490,000 円 法定福利費 2,840,000 円 企業年金掛金 1,570,000 円	—	倉庫の賃貸料 340,000 円(※ 5)
Y 県	営業所	2 人 (※ 6) (※ 7)	給与・賞与等 4,330,000 円(※ 8) 法定福利費 3,280,000 円 企業年金掛金 480,000 円 派遣契約料 3,760,000 円	—	営業所の賃貸料 1,370,000 円
Z 県	営業所	33 人	給与・賞与等 180,330,000 円 法定福利費 28,280,000 円 企業年金掛金 16,480,000 円	借入金利息 2,150,000 円	営業所の賃貸料 6,640,000 円
	工場	24 人 (※ 9)	給与・賞与等 222,850,000 円(※ 10) 法定福利費 30,900,000 円 企業年金掛金 17,240,000 円	—	土地の賃貸料 21,820,000 円 駐車場の賃貸料 490,000 円(※ 11)

※ 1 X 県の本社の給与・賞与等は、法人税額の計算において損金不算入とされた役員給与 28,450,000 円を含まない。

※ 2 X 県の本社の自社ビルの一部の賃貸料は、共益費 3,120,000 円を含む。

※3 X県の営業所の従業者数は、B株式会社(以下「B社」という。)への派遣労働者4人を含む(A社はB社に労働者派遣法に規定する労働者派遣契約に基づく労働者派遣を行っており、派遣労働者の人数は第33期事業年度において常に4人であった。また、4人はA社の業務に従事していない。)

なお、A社はB社から派遣契約料35,450,000円を受け取っており、当該派遣契約料は、旅費540,000円を含む。

※4 X県の営業所の人件費関係は、B社への派遣労働者に係る人件費等(給与・賞与等：24,020,000円、法定福利費：3,460,000円、企業年金掛金：2,520,000円)を含まない。

※5 X県の工場では、機械を一時的に保管するため、4月9日から4月28日までの間、Z県の倉庫を賃借していた。

※6 Y県の営業所の従業者数は、C株式会社(以下「C社」という。)からの派遣労働者2人を含まない(A社はC社から労働者派遣法に規定する労働者派遣契約に基づく労働者派遣を受け、派遣労働者の人数は第33期事業年度において常に2人であった。また、2人はA社の業務に従事している。)

※7 Y県の営業所の従業者数は、非常勤役員1名を含む。

※8 Y県の営業所の給与・賞与等は、非常勤役員への給与1,800,000円を含む。

※9 Z県の工場の従業者数は、アルバイト従業員3人を含まない(アルバイトの人数は第33期事業年度において常に3人であった。)

※10 Z県の工場の給与・賞与等は、アルバイト従業員に支払った5,450,000円を含まない。

※11 Z県の工場では、従業員用に駐車場を賃借していたが、実際には利用されていない。

(注)1 「従業者数」欄の数値は、第33期事業年度末の数値である。なお、廃止された事務所等については廃止日現在の数値である。

2 「人件費関係」、「利息関係」及び「賃貸借料関係」の欄にある額は、第33期事業年度中の総額である。これらは、特段の記述のない限り、全て第33期事業年度の法人税額の計算において損金又は益金の額に算入されているものとする。また、「人件費関係」、「利息関係」及び「賃貸借料関係」の欄にある額には、棚卸資産等に係るものはないものとする。

3 「給与・賞与等」には、所得税を課さないこととされている通勤手当を含まない。

8. A社の事務所等の各月末日現在の従業者数は、次のとおりである。

(単位：人)

所在地	事務所等	令和3年									令和4年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
X県	本社	85	80	80	80	80	80	84	84	84	85	85	85
	営業所	29	24	24	24	24	24	24	24	24	25	29	29
	工場	23	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
Y県	営業所	—	—	—	—	—	2	2	2	2	2	2	—
Z県	営業所	32	18	16	26	26	26	33	33	33	33	33	33
	工場	—	48	49	38	38	38	28	28	28	27	24	24

(注) 1 X県の営業所の従業者数は、B社への派遣労働者を含む。

2 X県の工場は、5月27日に廃止した。

3 Y県の営業所は、9月21日に新設したが、3月28日に廃止した。

4 Y県の営業所の従業者数は、C社からの派遣労働者を含まない。

5 Y県の営業所の従業者数は、非常勤役員を含む。

6 Z県の工場は、5月1日に新設した。

7 Z県の工場の従業者数は、アルバイト従業員を含まない。

9. 法人の事業税の税率は、X県では地方税法に定める標準税率、Y県及びZ県では同法に定める制限税率を採用している。

10. A社の第33期事業年度における新規雇用者給与等支給額から新規雇用者比較給与等支給額を控除した金額の当該新規雇用者比較給与等支給額に対する割合は、100分の2未満である。

11. 1から10までの事情以外に考慮すべき項目はない。

問2 A県及びB県に事務所を設けて個人で事業を行う乙氏は、令和4年3月23日に全ての事業を廃止した。次の【資料】に基づき、令和4年度において乙氏が各県に納付すべき事業税額を、それぞれ計算過程を明らかにして求めなさい。

【資料】

1. 令和3年中及び令和4年1月1日から令和4年3月23日までの乙氏の事業別の収入金額及び必要経費は次のとおりである。

なお、必要経費には、青色事業専従者に対する給与の金額を含まない。

(単位：円)

事業内容	令和3年中		令和4年1月1日～3月23日	
	収入金額	必要経費	収入金額	必要経費
マッサージ業	66,240,000	53,850,000	15,460,000	11,890,000
不動産貸付業	13,500,000	16,840,000	4,190,000	3,100,000
駐車場業	3,680,000	1,150,000	950,000	490,000
合計	83,420,000	71,840,000	20,600,000	15,480,000

(注) 1 マッサージ業は、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律に掲げる免許に基づくものである。

- 2 乙氏は社会保険診療を行っていない。
- 3 乙氏は視力障害のある者に該当しない。
- 4 アパートの室数は22室である。
- 5 駐車場は駐車台数10台である。

2. 令和3年中及び令和4年1月1日から令和4年3月23日までの事務所の所在地及び各月末日の従業者数(マッサージ業に従事する乙氏を含む。)は次のとおりである。

なお、従業者数には、乙氏と生計を一にする親族及びアルバイトを含む。

(単位：人)

事業内容	所在地	令和3年											
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
マッサージ業	A県	4	4	4	4	4	4	5	5	4	4	4	4
駐車場業	A県	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
マッサージ業	B県	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
不動産貸付業	B県	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

(単位：人)

事業内容	所在地	令和4年		
		1月	2月	3月
マッサージ業	A県	3	3	(2)
駐車場業	A県	1	1	(1)
マッサージ業	B県	4	(3)	—
不動産貸付業	B県	1	1	(1)

(注) 1 上記の従業者数の数値は各月の末日現在における従業者数の数値である。

なお、( )内の数値は廃止日現在の従業者数の数値である。

- 2 A県で行っているマッサージ業の事務所及び駐車場業の事務所は、令和4年3月23日に廃止した。
- 3 B県で行っているマッサージ業の事務所は、令和4年2月28日に廃止した。
- 4 B県で行っている不動産貸付業の事務所は、令和4年3月1日に廃止した。

3. 乙氏と生計を一にする親族に関する事項は次のとおりである。

- (1) 乙氏の妻は、令和3年1月1日から令和4年3月23日までの間、マッサージ業に従事し、令和3年1月1日から令和3年12月31日の間に1,190,000円、令和4年1月1日から令和4年3月23日までの間に390,000円の給与の支払いを受けた。
- (2) 乙氏の長女は、令和3年1月1日から令和4年1月31日までの間、マッサージ業に従事し、令和3年1月1日から令和3年12月31日の間に3,660,000円、令和4年1月1日から令和4年1月31日までの間に260,000円の給与の支払いを受けた。なお、令和4年2月1日以降は、X株式会社で製造業に従事している。
- (3) 乙氏の次女は、令和3年中を通じて高等学校の生徒であったが、令和3年7月20日から同年8月15日までマッサージ業に従事し、その間に80,000円の給与の支払いを受けた。

4. 乙氏が期限内に所轄税務署長に提出した青色事業専従者給与に関する届出書に記載されている給与の額は次のとおりである。

- (1) 令和3年分
  - ア 乙氏の妻 1,190,000円
  - イ 乙氏の長女 3,660,000円
- (2) 令和4年分
  - ア 乙氏の妻 390,000円
  - イ 乙氏の長女 260,000円

5. 乙氏は、令和3年4月19日までマッサージ業の用に供していた車両を令和3年5月10日に譲渡した。その譲渡により410,000円の損失額が生じた。
6. 令和元年中の事業の所得の計算上算定された損失の額は7,970,000円であり、令和元年中の事業の所得に基づく事業税の納税額はなかった。また、令和2年中の事業の所得の計算上、令和元年中に生じた損失の額のうち1,580,000円が適正に控除されている。なお、平成30年以前の事業の所得の計算上算定された損失の額はない。
7. 乙氏は事業の開始以来、青色申告書を提出することにつき所轄税務署長の承認を受けるとともに、事業税の賦課徴収につき必要な事項を附記した所得税の確定申告書を期限内に提出している。
8. 事業税の税率は、A県は地方税法に定める標準税率、B県は同法に定める制限税率である。
9. 1から8までの事情以外に考慮すべき項目はない。